

## 富岡都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設の決定（大熊町）

都市計画下野上地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設を次のとおり決定する。

名 称	下野上地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設					
位 置	双葉郡大熊町大字下野上字大野、鮎沢及び原、大字熊字旭台					
面 積	約 4 1. 8 ha					
位置 及 び 規 模	特定公益的・特定業務施設	約 1 5. 4 ha	備 考	交流施設、産業、研究、業務施設等を配置する。		
	特定公益的・住宅施設	約 8. 7 ha		交流施設、住宅等を配置する。		
	特定 公共 施設	道 路	種 別	名 称	幅員	延長
			区画道路	—	18～6 m	約 11,750m
			地区に隣接する町道西 4 9 号線及び町道西 2 0 号線を主要な動線とし、区画道路（18m～6m）及び歩行者専用道路を配置する。			
		公園及び緑地	公園を適宜設置する。			
その他の公共施設	下水道 ①雨水：調整池を經由して既設排水路へ放流する ②汚水：汚水処理施設により処理し既設排水路へ放流する。 調整池 約 2.9ha 上水道 双葉地方水道企業団により供給する その他 一部、電線類の地中化等を行う					
小 計	約 1 7. 7 ha					
	住宅施設 (戸建住宅に限る)	住宅施設 (戸建住宅を除く)	左記以外の施設			
建築物の高さの最高限度若しくは最低限度	1 0 m	—	—			
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度若しくは最低限度	200/100 以下	200/100 以下	200/100 以下			
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	60/100 以下	60/100 以下	60/100 以下、 又は 80/100 以下			

「区域は計画図表示のとおり」

### 理由

本地区は、原子力災害対策特別措置法の規定により一部が避難指示区域となっている大熊町の中で、特定復興再生拠点区域復興再生計画に位置付けられた大熊町下野上地区及び大野駅周辺地区にあり、避難指示が解除されたのち、大熊町の中心的な働く拠点及び住む拠点となる市街地を形成し、大熊町の円滑かつ迅速な復興及び再生を先導するため、本書のとおり、一団地の復興再生拠点市街地形成施設を決定しようとするものです。

## 都市計画の決定に係る土地の区域

### 1 新たに都市計画を決定する土地の区域

福島県双葉郡大熊町のうち

大字<sup>しもの</sup>下<sup>が</sup>野<sup>み</sup>上<sup>お</sup>字<sup>お</sup>大<sup>の</sup>野<sup>の</sup>、<sup>ふ</sup>鮎<sup>な</sup>沢<sup>さわ</sup>、<sup>は</sup>原<sup>ら</sup>及<sup>く</sup>び<sup>ま</sup>熊<sup>あ</sup>字<sup>さ</sup>旭<sup>ひ</sup>台<sup>だい</sup>の一部の区域